

一般事業主 行動計画（次世代育成支援推進法）

株式会社 房村組

仕事と生活の両立をはかるべき職場の環境を見直し、育児・介護の支援等職場環境の改善と制度の周知

1. 計画期間 令和7年1月1日 ～ 令和9年12月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：仕事と家庭の両立を支援するため、令和8年6月までに労働者の各月ごとの平均残業時間を25時間以内とし、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和7年 5月～ 所定外労働時間及び年次有給休暇の取得状況の現状を把握
- 令和7年10月～ 安全衛生委員会での検討開始
- 令和8年 1月～ 有給休暇取得予定表や、取得状況の取りまとめによる取得推進の取組について社内会議を行う
(働き方の見直しを労働者に通知)
- 令和8年 4月～ 残業時間月平均25時間以内及び年次有給休暇取得日数7日以上取得の実施（事務所内、食堂に掲示）

目標2：令和8年9月までに、時間外労働を削減するためノー残業デー（1日/週）を設定

<対策>

- 令和7年 5月～ 時間外労働及び休日出勤の現状を把握
就労管理システムの見直し
- 令和7年10月～ 安全衛生委員会での検討開始（問題点などの検討）
- 令和8年 1月～ 管理職によるヒアリングを行う
- 令和8年 4月～ 取組について事務所内（食堂等）の掲示により社員周知
- 令和8年 9月～ ノー残業デーを実施（1日/週）
就労管理システムの導入